区長会会則の見直しについて

1 主な改正点

(1)総務の人数を校区の要望に基づき変更する。

新	旧
第11条(中略)	第11条(中略)
(3)総務 <u>18名以内</u>	(3)総務 <u>18名</u>
(中略)	(中略)
4 総務は、同校区内の区長の互選	4 総務は、同校区内の区長の互選に
により選出する。この場合において、	より選出する。この場合において、
校区ごとに1名または2名の総務を	養正、昭和、精華、北栄及び笠原校
選出する。	区にあっては2名ずつ、その他の校
	区にあっては1名ずつの総務を選出
	<u>する。</u>
(中略)	(中略)

<担当>

区長会事務局(市役所くらし人権課内)

担当:水野 電話:0572-22-1134